

## 平成17年1月秋田市議会臨時会提出予定案件

	件名	説明
	<p style="text-align: center;">「 条 例 案 」 2 件</p> <p>1 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する件</p> <p>&lt; 現行の限度額計算式 &gt;  <math display="block">\frac{26.73\text{円} \times (\text{ポスター-掲示場数} - 500) + 557,115\text{円}}{\text{ポスター-掲示場数}} \times \text{ポスター-作成枚数 (掲示場相当数以内)}</math> <p>&lt; 両町区域の選挙区に関する読替既定を適用した場合の限度額計算式 &gt;  <math display="block">\frac{510.48\text{円} \times \text{ポスター-掲示場数} + 301,875\text{円}}{\text{ポスター-掲示場数}} \times \text{ポスター-作成枚数 (掲示場相当数以内)}</math> </p></p>	<p>改正理由  河辺町および雄和町の編入による選挙区の設置に伴い、両町の区域をそれぞれ区域とする選挙区で行われる市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨  両町の区域をそれぞれ区域とする選挙区で行われる市議会議員の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の算定基準となる金額等について、必要な読替えを定める。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
	<p>2 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由  河辺町および雄和町の編入による選挙区の設置に伴い、選挙区で行われる市議会議員の選挙における選挙公報の発行について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨  選挙区で行われる市議会議員の選挙における選挙公報は、その選挙区ごとに発行することとする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>

「 単 行 案 」 1 件

3 秋田市過疎地域自立促進計画を定める件

河辺町および雄和町の編入に伴い、両町がそれぞれ作成した過疎地域自立促進計画が失効するため、当該計画に基づいて実施している過疎債適用事業等の根拠となる計画を新市で定める必要があることから、平成17年1月11日から同年3月31日までの計画期間とする秋田市過疎地域自立促進計画を定めようとするもの